

令和8年度 第1回 八千代市いじめ問題 連絡協議会

令和8年5月13日（水）
八千代市教育委員会 大会議室

1

本日の流れ

- 1 八千代市いじめ問題対策連絡協議会について
- 2 （報告）令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果（公開）
- 3 （報告）八千代市におけるいじめの調査結果について（非公開）
- 4 （協議）事例検討
「いじめ問題における関係部局との連携について」（非公開）

2

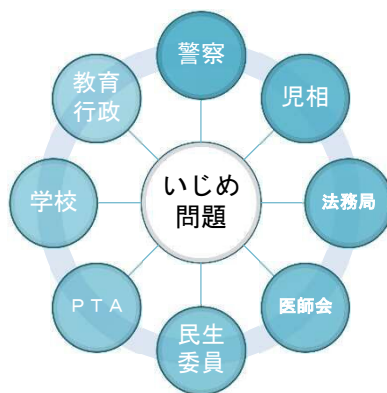
本協議会の目的

設置根拠

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより設置

目的

いじめの未然防止や早期発見、初期対応等について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ることを目的とする。



3

いじめ問題対策連絡協議会の構成員

◎いじめの防止等に関する機関及び団体の職員

八千代警察署
千葉県中央児童相談所
千葉地方法務局船橋支局
八千代市医師会
八千代市民生委員児童委員協議会連合会理事会
八千代市PTA連絡協議会

◎いじめの防止等に関し学識経験を有する者

八千代市校長会

◎市の職員

八千代市こども部 八千代市教育委員会

により構成される

八千代市（平成27年）「八千代市いじめ問題対策連絡協議会及び八千代市いじめ問題対策調査委員会条例」より引用

4

いじめ問題対策連絡協議会に関する通知①

いじめ防止及び不登校対策に係る関係機関
(地域、学校、教育委員会等)との連携について

子供達を巡る環境が変化する中で、いじめ防止や不登校対策について、**教育委員会等が福祉部局等と連携することは重要である**ことから、積極的にこども政策担当部局や福祉部局等と連携することが必要である。

また、いじめ問題対策連絡協議会の活用、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動の一体的な取組の推進等により、学校や地域が抱える課題等について関係者と共有・協議し、地域ぐるみで対応する仕組み作りを推進することも重要である。

このような取組を通じ、**地域の関係機関等と連携するとともに地域住民の協力を得つつ、地域ぐるみでのいじめ防止や不登校対策にあたること。**

さらに、**犯罪として取り扱うべきと認められる事案**や学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、**警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるとともに、学校警察連絡協議会の活用や学校・警察連絡員の指定の徹底等、警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化を図ること。**

文部科学省(令和6年)「いじめ防止対策の更なる強化等について」より引用

5

いじめ問題対策連絡協議会に関する通知②

学校における平時からの備え

学校いじめ防止基本方針や学校いじめ対策組織について、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、**関係機関等に説明すること**。その上で、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、実効的な取組への改善につなげることも有効である。

加えて、**いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うこと。**

設置者における平時からの備え

各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、**平時から地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられるようにしておくこと。**

文部科学省(令和7年)「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて(通知)」より引用

6

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

児童等が行った行為が**いじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でなくとも・・・**

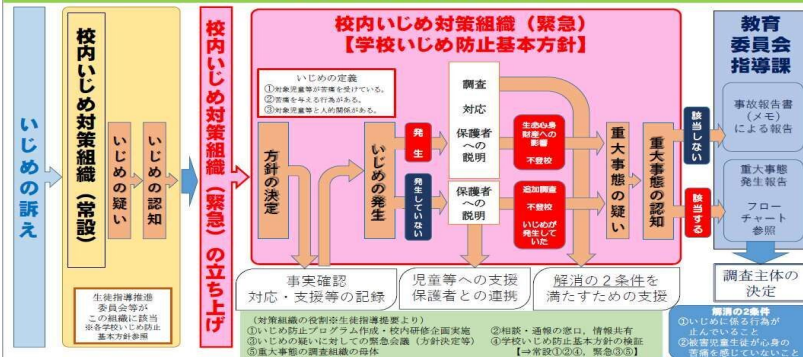
児童等が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する

八千代市(平成27年)「八千代市いじめ問題対策基本方針」より引用

7

学校におけるいじめ対応のフローチャート

いじめの疑い発生時の対応フロー



八千代市教育委員会(令和5年)

8

【報告】

令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果

「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

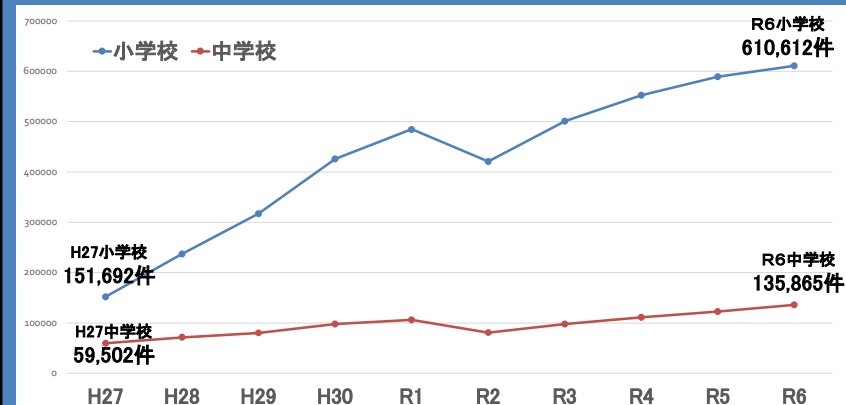


文部科学省HP

文部科学省が全国の国公立の小・中・高等学校等を対象に毎年4月に実施している統計調査。
調査の対象期間については令和6年度内とする。

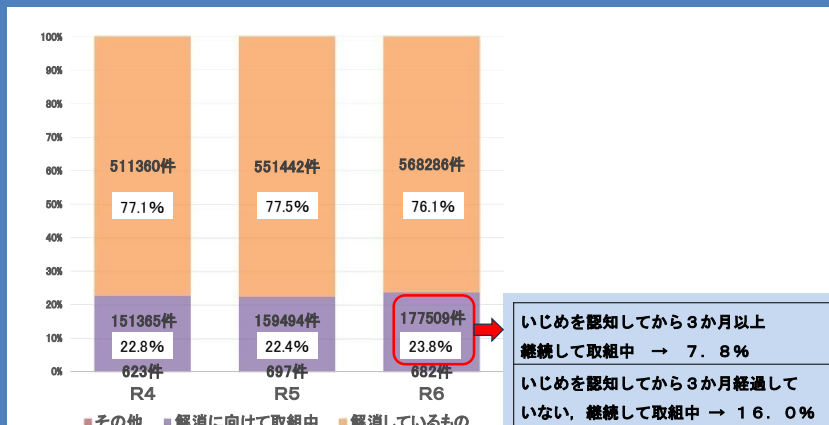
9

「いじめの認知件数」の推移（全国）



10

「いじめの解消率」の推移（全国・小中学校合計）



11

令和8年度 第1回 八千代市いじめ問題 連絡協議会

令和8年5月13日（水）
八千代市教育委員会 大会議室

12